

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		
No	いただいた意見の内容	ご意見に対する考え方
条例案全般について		
1	<p>市民としての現状を知ってほしいので、条例に対する意見と外れますがちょっと聞いてください。二年前に地区防災委員をしました。マンションでも防災台帳が必要と思って役員会にかけて、皆さんにアンケートと共に提出してもらいました。次年度の役員会では、個人情報の台帳を持つ必要がないとって破棄されました。今年は備蓄商品の賞味期限が切れるので、備蓄はしないと回覧が回ってきました。今いつ起こっても不思議でない、南海、東海地震を言われている時です。ライフラインが止まることも考えていないのは、アンケートの回答では、自己備蓄している人は少ないです。115軒中11人だけでした。これが現状です。特にマンションは四日市市でも増えつつある中とても厳しいものを感じています。</p> <p>自助努力の意識の無さに驚いています。地域によっては大きな差があるとは思いますが。</p>	<p>自助は最も重要な防災活動であると考えており、第5条(市民の責務)では、市民の皆様にご自己備蓄などに努めていただくことを規定しております。防災訓練や防災教育を通じて、自助の取組を推進していくとともに、自助の取組を行うことが難しい方達に対しては、行政や地域による支援が行き届くよう、担当部局と共に対策を検討していきたいと考えています。</p>
2	<p>伊勢湾台風の教訓を生かす(楠町では、日没前に住民の避難を完了していた。一人の犠牲者も出ず)</p>	<p>過去の災害事例は、適切な避難行動を考える上で大変重要であるため、今後の防災対策に生かしていきたいと考えています。</p>
3	<p>条文の構成について 第5条(市民の責務) 第6条(事業者の責務) 第7条(市の責務) 第8条(議会の責務)</p> <p>次のように改めて頂きたい。基本理念の、自助・共助・公助の順番からして、前述の第5条～第8条にされたものと思慮しますが、行政が率先して進める意図からです。</p> <p>第5条(市の責務) 第6条(議会の責務) 第7条(事業者の責務) 第8条(市民の責務)</p>	<p>条項の配置は規定の内容に影響を与えるものではありませんが、本条例は自助、共助、公助に基本の取組として位置付けており、とりわけ、市民や事業者の皆さんが主体的に取り組んでいただく自助、共助を高めていくことが、重要であるとの趣旨から、現在の条項の配置としておりますのでご理解賜りたいと考えます。</p>
4	<p>四日市市で想定される最大災害をどのくらいに想定しているのでしょうか。また、現状の対策等では、西日本豪雨や昨年の台風21号が四日市市に直撃したとしたら、最大で何人くらいの方がどのくらいの被害があったと想定して条例をつくられているのか教えてほしい。なお、想定は地区別でお願いしたい。</p>	<p>地震及び津波については、過去の震災レベルを踏まえるとともに、我々が経験したことのないような巨大地震の発生を想定し、対応を考えております。</p> <p>被害想定につきましては、担当部局が調査を行い、四日市市地域防災計画やハザードマップなどにおいて示されることとなります。平成30年7月豪雨や昨年の台風21号が直撃した場合の被害想定は現在調査されておりましたが、いただいたご意見の内容を担当部局にお伝えいたします。</p>
5	<p>「市民」と「市民等」の使い分けをする必要がない。する必要があるのであれば、事項毎に理由を示してほしい。</p>	<p>「市民等」に含まれる、通勤、通学者の方についても、本市に居住される市民の方と同様に、本市が命や財産を守るべき対象であり、また、ご自分で身を守っていただく自助に取り組んでいただくこと、会社や学校等のコミュニティの中で共助に取り組んでいただくことには変わりはありません。</p> <p>一方で、お住まいの地域に根ざした防災・減災の取組については、居住の自治体において防災・現在の取組を行っていただくこととなります。このような事情を考慮して、通勤、通学者は第5条(市民の責務)などの広く一般的な責務を求める対象としておらず、他の各事項においても、このような趣旨により「市民」「市民等」の使い分けを行っております。</p>

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		
No	いただいた意見の内容	ご意見に対する考え方
6	<p>この条例に災害影響評価の実施を盛り込むことを要望する。</p> <p>日永地区山崎町で3年程前に山林約5ヘクタールの宅地造成事業が始まった。この開発事業の当初計画では、溜池であった安政池を新しい造成地の専有の調整池に転換し、それまで流入していた周辺地域から集まる雨水を排除することになっていた。この計画が実施されれば猿法師川下流域の水害危険を一層高める恐れがあるため、地域住民は開発業者と四日市市に対して計画の見直しを繰り返し訴えた。事業者は法律違反に当たる計画ではないとの姿勢であったが、地元住民が粘り強く訴えた結果、計画は一部変更され、不十分ながら当初計画に比べれば水害リスクが緩和された。しかし、猿法師川下流域における治水対策上の従来からの課題に加えて、開発事業で生じるさらなる水害危険の全面的な除去という根本問題の解決は先送りされた。</p> <p>この事例で明らかになったことは新たな開発や施設の導入・更新が行われる場合、環境影響評価(環境アセスメント)と同じように災害危険の影響を総合的に評価する災害影響評価(防災アセスメント)を行うことが防災・減災に不可欠であるという点である。開発事業が周辺地域に及ぼす災害影響評価もなされないままに許可され実施されてしまえば、新たな災害リスクを抑制できず防災・減災に逆行する。行政が災害危険の増加を抑制しなければ、地域における防災対策はより困難になる。減災のためには災害危険の増加を未然に抑制することは必須であり、事業の計画段階で防災の観点からの災害影響評価を行い、行政権限を持って必要な指導や勧告等を行えるようにすることが必要と考える。そこで、今回の素案に防災アセスメントの実施を盛り込むことを提言したい。</p> <p>具体的には、(前文)及び第1条の中にある「災害予防対策」の内容に災害影響評価の実施を明示的に含むように修正する。さらに、第7条(市の責務)を修正し、開発事業及び施設設置による災害危険の影響を総合的に評価する災害影響評価を行い、災害危険を未然に抑制するために必要と判断した場合は、開発事業計画の事業者に対し計画の変更、又は撤回を求めることができるように明記する。第6条(事業者の責務)にもこの事を記載し事業者の責務を明記する。</p>	<p>本市は、新たな開発や施設の導入・更新が行われる場合には、都市計画法や宅地造成等規制法等の関係法令に基づき、災害危険の影響評価を行っております。</p> <p>ご提案の総合的な災害影響評価は、災害危険の増加を抑制する効果があると考えますが、市民や事業所の皆さんの権利に関係する内容であるため、実施にあたっては、その手法や効果について慎重な調査研究を行う必要があると考えます。</p> <p>議会といたしましても、いただいた意見の趣旨を踏まえ、担当部局とも議論しながら、制度の必要性やメリットデメリットなどにつき議論を行ってまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。</p>
7	<p>条例(案)は必須事項が検討のうえ網羅されており、(条文に関しては)特に意見はありません。</p> <p>ただし、若年層の活字離れや高齢化が進む今日において、本条例が制定されても全文に目を通す人はほとんどいないのではないかと思います。</p> <p>早急に必要とされる重要な条例であり、制定後、次のことを要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 条例ダイジェスト版の作成(カラフルで視覚に訴えるもの) ② インターネット、及びCTY等による広報 ③ 自治会単位での説明会用DVDの制作 	<p>ご意見のように、条例の内容や趣旨をわかりやすくお示していくことは大変重要であると考えております。市が作成するパンフレットやホームページ、関係資料の作成にあたっては、市民の皆さんにとって理解しやすいものとなるよう、担当部局と共に対策を検討していきたいと考えています。</p>
8	<p>どのような方法で、市民、事業者、連合自治会、民生児童委員、消防分団、学校、病院、老人ホーム等に周知していくのでしょうか？</p> <p>よく、ホームページでとの回答を頂きますが、本当にホームページで周知が図れるとお考えでしょうか。安易な方法に頼らず、地道な方法、紙ベース、ポスター等でこのほど「四日市市防災条例」が制定されたことを知らせるのも議会の責任の一端であると考えます。</p>	<p>本条例が広く周知されることは、市民や事業者の皆さんが防災・減災に関心を持ち、防災活動にご協力いただくために重要であると考えます。あらゆる媒体による広報活動によって、細やかな周知が行えるよう、担当部局と共に対策を検討していきたいと考えています。</p>

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		
No	いただいた意見の内容	ご意見に対する考え方
9	<p>本年7月の西日本大水害は、堤防が切れて1階が水没したり、土砂崩れで家が土砂に埋まったりなど、平和な町に未曾有の被害をもたらした。死者は200名を超えるという。本条例案は、津波や活断層に対する対策が中心だが、洪水や山崩れ等の水害に対する対策が、まことに弱い。条例案を起草する際に、津波や地震に目を奪われて、水害を忘れていたように思えてならない。</p> <p>今般の西日本大水害を受けて、本条例が洪水や山崩れ等の水害にも対応できる条文構成になっているか、もう一度、条例案全体を点検すべきである。</p>	<p>平成30年7月豪雨を踏まえまして、本条例案全体を再検討した結果、以下の通り、条文を追加、修正いたしました。</p> <p>第24条(水害対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 市は、国、県、市民等及び事業者と連携し、及び協働して、豪雨等による浸水の被害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる対策を組み合わせた水害対策を推進するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 豪雨等による浸水の発生を防ぐため、河川及び下水道により、雨水を海域まで流下させ、又は一時的に貯留する対策 豪雨等による浸水の発生を減少させるため、流域内において雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる対策 浸水が想定される区域等に関する情報の周知その他浸水の発生にあらかじめ適切に備える対策 市は、市民等及び事業者が浸水の未然防止及び被害の最小化のための対策を適切に行うために必要な普及啓発及び支援を行うものとする。 市民等及び事業者は、浸水に関する情報を収集するとともに、避難することができる場所、避難経路及び避難の方法について確認するよう努めなければならない。 <p>第25条(土砂災害対策)</p> <p>市は、土砂災害から市民等の安全を確保するために、国、県及び防災関係機関と連携し、危険箇所の把握及び周知、警戒避難体制の整備等の総合的な土砂災害対策を推進するものとする。</p> <p>※従来の第25条以降は条数を繰り下げいたします。</p>
10	<p>条例案第14条第1項において、市が防災訓練等を実施する際の連携先として、市民等、自治会、自主防災組織、地域防犯組織、地区社会福祉協議会、消防団、国、県、防災関係機関及び事業者と規定されています。</p> <p>一方、第5条第2項における市民が協力すべき防災対策の実施主体として、自主防災組織、事業者、市及び防災関係機関と規定されていますし、事業者の責務を規定する第6条第2項についても同様の規定となっています。</p> <p>また、第7条第2項においては、市が防災対策を実施する際の連携協力先として、市民等、自主防災組織、事業者、国、他の地方公共団体及び防災関係機関との規定になっています。</p> <p>これらの条文を見比べると、第14条第1項には「自治会」が規定されていますが、第5条第2項、第6条第2項及び第7条第2項の規定には存在していません。</p> <p>市が行う防災対策の連携協力先としては、地域社会に最も密着した自治会があつてしかるべきと考えますので、第5条第2項、第6条第2項及び第7条第2項の規定中に「自治会」を追加すべきであると考えます。</p>	<p>ご意見のように、自治会は地域社会に密着した組織であり、自助、共助において大きな役割を担われている現状を踏まえまして、以下の条文に「自治会」を追加させていただきます。</p> <p>第2条(定義)</p> <p>(7)自主防災活動 自治会及び自主防災組織が地域において自発的に行う防災活動をいう。</p> <p>第5条(市民の責務)</p> <ol style="list-style-type: none"> 市民は、自治会、自主防災組織、事業者、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めなければならない。 <p>第6条(事業者の責務)</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業者は、市民、自治会、自主防災組織、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めなければならない。 <p>第7条(市の責務)</p> <ol style="list-style-type: none"> 市は、防災対策の実施に当たっては、市民等、自治会、自主防災組織、事業者、国、他の地方公共団体及び防災関係機関との連携及び協力を努めなければならない。 <p>第17条(物資等の確保及び供給の計画策定)</p> <ol style="list-style-type: none"> 市は、指定避難所等における救援物資の受入れ及び供給が円滑に行われるよう、自治会、自主防災組織、災害ボランティア等との緊密な連携協力体制を構築するものとする。 <p>第18条(自主防災活動への支援)</p> <ol style="list-style-type: none"> 市は、自主防災活動を推進するため、自治会及び自主防災組織に対し、防災訓練等の実施に関する情報提供及び地域における防災活動に関する助言並びに資機材の整備及び自主防災活動に対する助成その他必要な支援を行うものとする。 <p>第21条(避難対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 市は、県、防災関係機関、自治会、自主防災組織等と連携し、タイムライン(災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、防災行動及びその実施主体を時系列で整理した計画をいう。以下同じ)の考え方に基づいた避難対策を講ずるものとする。

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		
No	いただいた意見の内容	ご意見に対する考え方
		第23条(災害ボランティアの受入れ等) 2 市は、自治会、自主防災組織等と連携し、災害ボランティアの受入れに関し専門的な知識及び技能を有する人材の育成、地域における災害ボランティアの活動拠点の確保等に努めるものとする。
11	「市民」「事業者」「市」の責務や役割が記述されているが、「自治会」や「自主防災組織」の役割や位置づけが明確にされるよう記述すべきである。	自治会や自主防災組織の皆さんは防災・減災の取組において非常に重要な役割を担っていただいておりますが、任意的に組織される団体であるため、各地域によって、その結成状況や活動状況は、様々となっています。これらの事情から、総則として役割や責務を規定していないことをご了解願います。
12	防災会議にてミーティングをした場合、自助、公助の話になると個人情報のお話が出て会が進まない、自治会長も民生委員も分からない時がある、刻々変化する変更間違いのない名簿を作成し自治会長、民生委員が対策、指示できるように「対策条例」内ではっきり明示してほしい。	市民の皆さんの名簿情報は、個人情報に該当するため、それらの取扱いを本条例によって定めることは難しいと考えます。自治会や民生委員の方が名簿を作成される際には、地域の皆さんのご協力が得られるよう、担当部局への働きかけなどを通じて支援していきたいと考えています。
13	「市民等」や「事業者」は努力目標で致し方ないと思うが、「市」や「議会」は努力目標でなく、「いつまでに」、「何を」と具体的に記述すべきである。	本条例は、基本理念や防災対策を包括的に規定している条例であり、ご意見にあります。詳細な実施計画は本条例に基づき、各担当部局によって策定されることとなります。本条例が制定された際には、条例に基づいた防災対策の実施計画が早急に示されるよう、担当部局へ働きかけていきたいと考えています。
14	条項のすべてが必要なことばかりで恐ろしい限りです。 各条項に対する現状と一定期間(例えば半年又1年)での進捗状況の情報がほしい(各地域ごとの)	各地域の現状や進捗状況は条例の解説において一部をお示しておりますが、それら全てを把握し、説明することは大変に困難であることをご理解ください。個別の条項に関する具体的なお問い合わせであれば、担当部局に確認を行い、可能な限りお答えしますので、よろしくお問い合わせください。また、いただいたご意見の内容を担当部局にお伝えいたします。
15	条例は防災・減災に必要なことばかりと思われるが、規定に対し地域、自主防、住民等が努める・求められることが多義で範囲が大きい。災害にも色々あり、地域も場所・地形によって状況が違ってくるので、地域の実情を考慮した予防対策の条項策定を。 また、現実と遭遇しない場合や被害発生等への改善と情報の開示をお願いします。	本条例は本市による公助の取組を高めるとともに、自助、共助の取組をさらに高めるため、市民や事業所の皆さんに対しても多くの内容を規定しております。防災対策の実施にあたっては、地域の実情を十分に考慮してまいります。個別に対応すべき事柄であるため、条項の策定は行わず、条例案のとおりとさせていただきます。ご意見の趣旨を踏まえ、担当部局と共に調査研究を行い、対策を検討していきたいと考えています。
16	条例がいくつまでできるとかえってわかりづらい。なるべくまとめて少ない方がよい。ゆえに今までにこの点がサポートされていなかった為にどうしてもこの条例が必要との説明がほしい。今までの条例等でサポートできるのであれば必要ないと思うところ。	防災対策について包括的に定める条例は本条例が初めてであり、類似するものはありません。現在、災害対策基本法に基づき四日市市地域防災計画を作成し、防災対策を実施しておりますが、災害に強く、災害対応力に優れたまちづくりを推進するため、基本理念や具体的な施策を明記した条例の策定が必要であると判断し、本条例を策定するものです。
17	本条例案はなぜ議会提案であって、行政側からの提案とされなかったのか？ 行政の基本姿勢として、市民の生命の安全・財産の保全、事業者の安全操業、学校等での子どもの安全確保等は行政サイドが率先して取り組み提案し、議会で審議し成案に持っていくべきだと思います。	議会は、これまで過去の大規模災害の度に調査委員会を設置し、災害への調査研究を行ってきました。数多くの災害の危機が迫る状況下において、防災対策を推進する条例が必要であると判断し、条例の策定を目的とした防災対策条例調査特別委員会を設置いたしました。本委員会には、市長部局の危機管理監や消防本部、その他の関係部局が携わっており、本市一丸となって条例を策定しております。ご意見に挙げられている対策が速やかに実施されるよう、議会としても働きかけを行ってまいりたいと考えています。
18	今回の条例が施行されることで具体的に何がかわるのか。また、現在の市の対策等では何が不足していると考えているのか示してほしい。	現在、災害対策基本法等の関係法令に基づき四日市市地域防災計画を作成し、防災対策を実施しておりますが、災害に強く、災害対応力に優れたまちづくりを推進するため、基本理念や防災対策を包括的に規定した条例を策定する必要があると判断し、本条例を策定するものです。
19	本条例案を理念条例として政策条例としなかった背景は何か	過去の災害事例が示すように、行政主導の防災対策だけでは、市民の皆さんの安心で安全な生活の実現は難しい状況です。議会は、そのような状況で、災害に強く、災害対応力に優れたまちづくりを推進するため、「理念条例」として防災対策条例の策定を行うこととしましたが、実施すべき防災対策について具体的な実施項目を規定することで、「政策条例」の要素を多く含む内容としております。

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		
No	いただいた意見の内容	ご意見に対する考え方
20	<p>災害に対する危惧は市民等に広く深く浸透しています。自助(自らの命は自分で守る)こと、皆さん百も承知です。でも、どこに逃げればいいのか、誰を頼っていいのか、要支援者はどうすればいいのか、ウロウロオロオロが特に高齢者の実態です。</p> <p>地域の事情に詳しい方々(自治会長・民生児童委員、消防分団)との接点を地区市民センター等を軸に展開することが、本条例を実効性のある条例と出来ると存じます。理念条例だからと「思い」だけにとどめず政策に反映推進頂きたい。</p>	<p>本条例においても、地域の皆さんによる共助は非常に重要な役割と位置づけておりますが、その力が十分に発揮されるためには、行政による支援も重要であると考えております。ご意見のように、地区市民センターを行政と地域をつなぐ軸として活用し、迅速な情報伝達や防災・減災のための体制構築がなされるよう、議会としても調査研究を行っていきたくと考えています。</p>
21	<p>議会側も議員提案とした条例であり、当然提案責任があります。すなわち条例と政策、予算措置を見る責任があるでしょう。</p> <p>議長若しくは副議長が本条例に関する事項を専任者として所管されてはいかがでしょうか？</p>	<p>議会は市長部局の行政運営に対し、各常任委員会等の活動を通じて審査監督を行っており、本条例に基づく実施施策につきましても、審査等の議会活動の中で責任を果たしてまいりたいと考えております。</p>
22	<p>防災条例が成立した後の、条例と政策をウオッチしていく行政部門はどこでしょうか。危機管理監(室)でしょうか？政策推進部でしょうか？</p> <p>条例が成立してからがスタートです。所管部の無い条例は有名無実となるのが懸念されます。所管部が難しいのであれば、二人おられる副市長のどちらかに本条例の推進役となって頂いては如何でしょうか？</p>	<p>本条例の運用にあたりましては、防災対策全般の実施に携わる危機管理監が担うことになると考えますが、実際の施策展開については、条例の規定に関係する部局がそれぞれ実施することとなります。</p>
前文について		
23	<p>条例を「画に描いた餅」とせず、実効のあるものとするためには、提案した議会側としてどのようにフォローされるのか？</p> <p>(1)前文の決意表明と基本理念</p> <p>ここに、私たちは……「災害に強く、災害対応力に優れたまち」の実現に向け、市民、事業者及び市が共に力を合わせて防災対策を推進していくことを決意し、この条例を制定する。</p> <p>とありますが、なぜ市議会は防災対策推進の担い手として入っていないのか？</p> <p>市議会議員の皆さんは、特別職の公務員であり、当然防災対策推進の担い手として、自らも率先垂範すべきと思います。</p> <p>基本理念の中にも責務及び役割を果たす中に「議会」は含まれていない。</p> <p>・表現を……の実現に向けて市、市議会、市民及び事業者が共に力を合わせて防災対策を推進していくことを決意し、この条例を制定する。</p> <p>に改めて頂きたい。</p> <p>(注)解説の末尾には、議会を含めた本市が共に力を合わせて……強力で推進していく決意をもって、本条例を制定します。</p> <p>とあり、「議会」が明記されていますが、前文にはありません。なぜでしょうか？？です。</p> <p>(注)条例の中には(議会の責務)として第8条で明記されています。なのに、前文や基本理念の中には議会が含まれていないことに違和感を持ちます。</p>	<p>地方自治体の制度設計上、市には、議会と市長を置くことが地方自治法に定められており、市が主語となる場合は当然に議会と市長が含まれることとなります。本条例においても、このことを踏まえた表現となっておりますので、ご指摘の防災対策推進の担い手には当然議会も含まれるものとして規定しております。</p>

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		
No	いただいた意見の内容	ご意見に対する考え方
24	<p>条例(前文)において、『…「災害に強く、災害対応力に優れたまち」の実現に向け、市民、事業者及び市が共に力を合わせて防災対策を推進して行くことを決意し、この条例を制定する。』と宣言しています。この前文の「災害に強く」の実現対策として、市が実施すべきハード事業が具体的に、第11条・第24条・第32条に規定されています。第11条 市は、その管理する道路、橋りょう、堤防、河川その他の土木施設(公共土木施設)について、災害による被害を未然に防止し、又は軽減するため、公共土木施設を平常時から点検し、緊急性の高い箇所から計画的な改修その他の必要な措置を講ずるものとする。第24条 市は、国、県、市民等及び事業者と連携し、及び協働して、豪雨等による浸水の被害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる対策を組み合わせた総合治水対策を推進するものとする。…省略(雨水を海に流す対策・雨を貯める対策…等)第32条(復旧・復興対策)前述のとおり議会に予算案を提出する権限は市長の専権事項であることや、これら以外にも山林の整備やため池の補強等々多くの課題があることから、これらは、予算編成等の過程で十分に議論して決定すべきと思います。したがって、この条例においては、「災害に強く、」を削り、「災害対応力に優れたまち」を条例制定の目的とし、この実現に必要な、「みんなで取組む課題と行動」を条例で明記し、市の活動主体の行動目標となる条例の制定を望みます。</p>	<p>ご意見のように、ハード対策は、予算編成等の過程で議論を行い、決定されるものとなりますが、本条例で規定することが、実施の推進につながると考え、条例案の表記としておりますので、ご了解をお願いします。</p>
第1条(目的)について		
25	<p>防災対策は、様々な災害体験等に学びながら法令が整備され、行政の重要課題として様々な取組が実施されています。しかし、従来の想定を超える異常な自然現象への対応においては、大規模公共事業等ハード対策での限界を認めざるを得ない状況です。</p> <p>今回の条例は、目的規定の通り、防災対策の全てを担うが如きの体系となっており、相当な無理を感じます。</p> <p>四日市の現状や特性を踏まえ、四日市が失ってはいけないものを明確にすることにより、四日市の全活動主体の行動目標となり、議員提案条例に相応しい、みんなで取組みこれを実現する条例となると考えます。</p> <p>失ってはいけない第一は、命と絆と考え、守るための取組規定を望みます。</p> <p>第二は、四日市の今日を築いた産業集積と考え、被災から早期に事業活動が継続できる、地方自治権を最大限発揮しての大胆な土地利用計画の見直しや積極的な企業間の協働・連携による事業活動継続の強化等の取組規定を望みます。</p> <p>なお、「この条例は、…安全で安心な市民生活を実現…」とありますが、この条例のみで安全で安心な市民生活が実現されるものではありませんので、例えば、「…市民生活の実現に寄与する…」と修正されては？</p>	<p>命と絆を尊重し、守ることは条例案においても、基本的な考え方としており、前文や基本理念に記載のあります自助、共助、公助はそれらを防災の取組として示したものであります。</p> <p>被災から市民生活や事業活動を早期に再建するため、第32条(復旧・復興対策)、第33条(復興体制の確立)を規定しており、それらを具体化していくにあたっては、ご意見の内容を踏まえまして総合的に検討してまいりたいと考えております。</p> <p>安心で安心な市民生活は条例案のみで実現できませんが、共通の目的として設定し、皆さんと共に防災対策に取り組むことにより、実現できると考えますので、ご理解をお願いします。</p>

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		
No	いただいた意見の内容	ご意見に対する考え方
第2条(定義)について		
26	<p>「避難所」と「避難場所」の正確な意味を丁寧に説明するよう要望する。</p> <p>素案では、「避難所」と「避難場所」の言葉が度々登場するが、このままでは意味が正確に伝わらないと危惧する。津波の来襲のように、命の危険が間近に迫っている場合の避難は緊急避難、緊急退避であり、英語では evacuation である。この時の避難場所は evacuation place と呼ばれる。そこで、単に「避難場所」ではなく「緊急避難場所」と表現する方が的確に市民に伝わると考える。一方、「避難所」は被災者保護のために一時的に避難生活をする場所という意味であり、英語では shelter と呼ばれる。日本語では、「避難」という言葉が evacuation と sheltering の両方の意味で使われており、混乱を招いている。東日本大震災では、指定避難所を津波避難の場所と思い込んで避難し、多くの人々が津波の犠牲になってしまった。このような過ちを繰り返してはいけない。</p> <p>一例として、日永地区にある四日市工業高校を取り上げる。ここは海拔2m程しかないが、「指定避難所」となっており、津波が襲ってきた時にはここに逃げると云っている人が今も少なくない。もし想定される最大5mの津波が襲ってきた場合には四日市工業高校に周囲にもガレキが押し寄せ、それに火が回って校舎が全焼する可能性も否定できない。コンビナートが近くにあるため、津波と一緒に火が襲ってくる可能性が高いことも考えておく必要がある。東日本大震災で石巻市門脇小学校では津波は1階までしか来なかったにも拘らず3階建ての校舎が全焼に近い状況になった。従って、四日市工業高校を「緊急避難場所」の一つに指定するのは適当ではないと考える。日永地区自主防災協議会では「緊急避難場所」と「指定避難所」との違いを繰り返し説明している。</p> <p>以上の理由によりこの言葉を使用することを提案する。</p> <p>(10) 緊急避難場所 命の危険が間近に迫っているとき、命を守るために緊急に避難する見通しのよい自然地形の高台をいう。</p> <p>(11) 避難所 命の差し迫った危険が去った後、一時的に避難生活をする施設、広場などをいう。</p> <p>(12) 指定避難所 (素案の(10)のまま)</p>	<p>ご意見のように、大規模な災害の発生時には、市民の生命・身体を一時的に守るための緊急避難場所に避難いただくことが必要となります。</p> <p>本市は、一定期間滞在するための指定避難所と区別して、市は安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を緊急避難場所として指定しておりますが、条文に文言を使用するにあたり、影響を十分に考える必要があるため、いただいた意見の趣旨を踏まえ、担当部局と議論してまいりたいと考えますので、ご理解をお願いします。</p> <p>「避難所」と「緊急避難場所」の正確な意味について、多くの市民の方にご理解いただけるよう、議会としても、担当部局と共に対策を検討していきたいと考えています。</p>
27	<p>「(3)防災対策」を省略せずに、「(3)防災・減災対策」とした方が良い。</p>	<p>本条例は防災・減災の趣旨を反映した内容となっておりますが、防災教育や防災訓練など、一般的な文言使用においては「防災」のみに省略されることを考慮し、第2条(定義)で減災の趣旨を含むことを明記した上で、このような表記しておりますので、ご了解をお願いします。</p>
28	<p>「災害」の定義で「大規模な火事、爆発等」を含んでいますが、これらは、他の法令等で対応されており、この条例では、「…異常な自然現象」に限定した方が、条例規定が明確になると思います。「防災・減災」の定義で、「並びに災害の復旧及び復興を図る」を含んでいますが、定義に無理があると感じます。</p> <p>「要配慮者」の定義で、「高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児その他の防災対策上特に配慮を要する者をいう。」とされていますが、市の、老年人口推計では、</p> <p>2020年 80,916人(25.6%)となっています。もっと、現実的に対応できる絞り込みと、「自助」のきめ細かい取組を明示すべきだと思います。</p> <p>障害があっても、自助の努力をなされている方も少なくありません、こうしたひとくくりの定義はいかがかと感じます。</p> <p>また、平成28年末在留外国人は、県下で43,445人うち四日市8,162人で県下最大ですが、この条例上に記載がありません。検討すべきと考えます。</p>	<p>本条例では石油コンビナート等による大規模な火事や爆発についても「災害」と捉え、このような表記としておりますので、ご了解をお願いします。</p> <p>災害の発生前から災害復旧・復興対策を考え、十分な準備を行うことは未来の防災・減災につながると考え、このような表記としておりますので、ご了解をお願いします。</p> <p>要配慮者の方は自分でできること、支援や配慮が必要なことに大きな差異があることから、ご意見にあります「自助」のきめ細かい取組については条例案に表記しておりません。しかしながら、要配慮者の方であっても「自助」は重要な取組でありますので、可能な範囲で取り組んでいただけるよう、担当部局と共に対策を検討していきたいと考えています。</p> <p>要配慮者のうち高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児は例示列举であり、災害発生時に言語等の配慮が必要な外国人の方も、「その他の防災対策上特に配慮を要する者」として要配慮者に含まれます。しかしながら、配慮すべき状況や配慮の方法が、例示列举にある要配慮者の方と大きく異なり、また、配慮を必要としない方も多くおられることを考慮して、例示列举からは省略しております。</p>

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		
No	いただいた意見の内容	ご意見に対する考え方
第5条(市民の責務)について		
29	<p>市民の責務(第5条)及び市の責務(第7条)の2項について</p> <p>(1)市民は、自主防災組織、事業者、市及び関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(2)市は、防災対策の実施に当たっては、市民等、自主防災組織、事業者、国、他の地方公共団体及び防災関係機関との連携及び協力を努めなければならない。</p> <p>とありますが、四日市市自治会連合会、民生児童委員協議会、消防分団等災害時に第一線で活動する団体をこれらの条文から外されたのはどのような理由、ご認識からでしょうか。</p> <p>災害の発生時点から復旧・復興対策に至るまで、自治会連合会、民生児童委員会が活動する原動力となると考えますが如何でしょうか。自主防災組織と自治会連合会組織とは一体ではありません。</p>	<p>自治会は地域社会に密着した組織であり、自助、共助において大きな役割を担われている現状を踏まえ、以下の条文に「自治会」を追加させていただきます。</p> <p>第2条(定義)</p> <p>(7)自主防災活動 自治会及び自主防災組織が地域において自発的に行う防災活動をいう。</p> <p>第5条(市民の責務)</p> <p>2 市民は、自治会、自主防災組織、事業者、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>第6条(事業者の責務)</p> <p>2 事業者は、市民、自治会、自主防災組織、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>第7条(市の責務)</p> <p>2 市は、防災対策の実施に当たっては、市民等、自治会、自主防災組織、事業者、国、他の地方公共団体及び防災関係機関との連携及び協力を努めなければならない。</p> <p>第17条(物資等の確保及び供給の計画策定)</p> <p>3 市は、指定避難所等における救援物資の受入れ及び供給が円滑に行われるよう、自治会、自主防災組織、災害ボランティア等との緊密な連携協力体制を構築するものとする。</p> <p>第18条(自主防災活動への支援)</p> <p>1 市は、自主防災活動を推進するため、自治会及び自主防災組織に対し、防災訓練等の実施に関する情報提供及び地域における防災活動に関する助言並びに資機材の整備及び自主防災活動に対する助成その他必要な支援を行うものとする。</p> <p>第21条(避難対策)</p> <p>2 市は、県、防災関係機関、自治会、自主防災組織等と連携し、タイムライン(災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、防災行動及びその実施主体を時系列で整理した計画をいう。以下同じ)の考え方に基づいた避難対策を講ずるものとする。</p> <p>第23条(災害ボランティアの受入れ等)</p> <p>2 市は、自治会、自主防災組織等と連携し、災害ボランティアの受入れに関し専門的な知識及び技能を有する人材の育成、地域における災害ボランティアの活動拠点の確保等に努めるものとする。</p> <p>民生児童委員協議会、消防分団等の各団体様につきましても、地域における防災施策の担い手であると認識しておりますが、福祉や消防など専門的な分野の役割が大きいことを踏まえ、現在の表記とさせていただきますのでご了解をお願いします。</p>

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		
No	いただいた意見の内容	ご意見に対する考え方
第7条(市の責務)について		
30	<p>第7条で「市は、…市の有するすべての資源及び機能を十分に生かし、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施しなければならない。」と規定し、「市の有する全ての資源及び機能を十分に生かす」提案となっていますが条文への具体的記載が不十分と感じます。</p> <p>例えば、四日市には、次のような資源・機能があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○四日市港 ・海上輸送、船の災害時活用(病院機能・生活施設機能等)、市の中山間部等にヘリポートを設置し連携、事業活動の早期再開活用、その他多様な活用に向けての協定等の締結等 ○企業集積 ・企業間の協働・連携取組による新たな防災機能の強化 ○保健所政令市 ・保健所政令市を活用しての災害時保健態勢の機能強化 ○大規模病院集積・集積された医療体制の連携協定による機能強化 ○給水集積 ・工業用水道活用や水道水貯留タンク等活用協定、自己水源の災害時活用(飲用以外の生活用水等利用)検討 ○OB活用 ・市OBの活用制度の検討 	<p>ご意見いただいた、本市の有する資源及び機能につきましては、既に一部活用を行っており、さらなる活用手法について検討をすすめてまいりたいと考えています。しかしながら、本市の有する資源及び機能はご意見の内容以外にも多く存在し、隈なく例示列挙することが困難であることから、具体的な表記は差し控えることをご了解お願いします。</p>
第8条(議会の責務)について		
31	<p>とても大事なことだと思いました。議員さん時にはお客さんの存在がある、議員さんって市民の代表なんだけどそこまで、把握してもらっているのかな…?と感じる時はあります。目に見えないところで頑張っていて下さるとは信じていますが…市長と並んで率先して指揮していただけると心強いですね。</p>	<p>議員は市民の代表として、皆さんの多種多様な意見を踏まえた上で、市の意思決定を行うことを職務としています。</p> <p>迅速な意思決定が求められる災害対応の場面において的確に対応することや、市民の皆さんに対して情報の発信をすることを議会の責務として明確にすることで、本条例の目的の実現に向けて努力をしてみたいと考えています。</p>
32	<p>第8条で議会の責務が述べられておりますが、議会(議員)の原点である、「市民の声を聞くことの責務」が述べられていないのは如何でしょうか。議会側としては「議会報告会」等の場で聞いているとのことかも知れませんが、議員が自分の住んでいる町の住民の声や、近接する企業群の声を直接聞き、現場感覚でもって責務を果たすことが欠けているように存じます。</p> <p>一議員の活動範囲には限界はあるでしょうが、常任委員会、特別委員会、会派等で活動すれば責務を果たすことが出来ると存じます。皆さん、立候補の時点では、「皆さんの声を市政に反映させます」と強く主張されておられます。</p>	<p>議員が市民の多様な意思を的確に把握して政策立案及び政策提案を行うことは、議会基本条例第7条に規定されているとおり、従来からの議員の活動原則であるため、本条例ではあらためて表記しておりませんが、防災対策だけでなく、市政全般について、市民の皆さんの声を十分にお聴きし、日常の議会運営や議会活動に反映できるよう努めてまいります。</p>
第9条(情報の収集及び伝達等)について		
33	<p>3項「市は、…高い場所及び区域、避難所等災害に関する情報を…」を 「市は、…高い場所及び区域、緊急避難場所及び避難所等、災害に関する情報を…」と修正することを要望する。</p> <p>4項「市民等及び事業者は、災害に備え、災害情報を自ら…」を 「市民等及び事業者は、災害に備え、災害危険情報を自ら…」と修正した方がよい</p>	<p>本市は、一定期間滞在するための指定避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を緊急避難場所に指定しておりますが、条文に文言を使用するにあたり、影響を十分に考える必要があるため、いただいた意見の趣旨を踏まえ、担当部局と議論してまいりたいと考えますので、ご理解をお願いします。</p> <p>「災害危険情報」は、一般的に使用されている文言でなく、また、本項の趣旨としましても、危険情報に限らず広く情報を収集いただく内容であるため、条例案のとおりとすることのご了解をお願いします。</p>
34	<p>情報の伝達とタイムライン方式の採用について</p> <p>第9条及び同解説の中で述べられておりますが、県及び他の市・町では、災害の発生と行うべき事項をタイムライン方式としての確に事態の状況と打つべき手段を時間軸で取り進めているとのことです。四日市市は如何なっているのでしょうか？タイムライン方式を導入する意図はあるのでしょうか？</p>	<p>三重県が策定するタイムラインは、平成30年4月1日より運用が開始されており、本市においても、担当部局が三重県の内容に対応したタイムラインの策定を行っております。</p>
35	<p>情報のやりとりは、市民センターが地域の拠点となり迅速、的確に収集し、市民センター←→災害対策本部との情報伝達となる。</p> <p>市民センター、自治会、防災組織、消防団、事業者等、連携しないと配属人員では対応不可。具体的な方法を示してほしい。</p>	<p>各地区市民センターを地域の拠点とした情報伝達体制は既に整備されておりますが、限られた人員の中で適切な情報伝達を図る方法について、引き続き担当部局と共に調査研究を行っていきたいと考えています。</p>

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		
No	いただいた意見の内容	ご意見に対する考え方
36	パソコンやインターネットなどの情報発信システムがわからない方のために、情報収集に長けた経験者が定期的に地域に出向いて研修・講習等出前講座を図る計画の推進を。	インターネット回線を用いた情報伝達手段は防災・減災においても、ますます重要なものとなると予想されます。情報端末の使い方を教える出前講座等の実施に向けた調査研究が行われるよう、担当部局に働きかけていきたいと考えています。
37	地域の固定防災行政無線の鍵は行政(市民センター)で保管管理されているが運用基準が不明。災害時に直接地域へいち早く発信できるよう、地域で行政無線の使用が可能となる運用基準が設けられないか。	固定防災行政無線を地域の皆さんにご活用いただくための運用基準の設定について、調査研究が行われるよう、担当部局に働きかけていきたいと考えています。
第10条(津波対策)について		
38	解説の表の中で、「津波避難場所(津波避難ビル等)の標識、・・・」とあるが、これを「津波避難場所(高台、次善の対応として津波避難ビル等)の標識、・・・」に改めることを要望する。市が発行した津波避難マップには、次のように記載されている。「まずは遠くで高い場所へ避難。遠くに避難できない場合は、最寄りの津波避難ビルや高い建物へ避難」。前述のように、津波避難ビルは火災の危険性を抱えており、決して安全な緊急避難場所とは言えない。	ご意見の通り、津波避難の際には海から距離があり、海拔が高い場所への避難をお願いしており、次善の対応として津波避難ビルへの避難をお願いしております。しかし、ご指摘にあります津波避難場所の標識は、海拔が低い場所での津波避難ビル等を主な設置対象としているため、条例案の表記とすることのご了解をお願いします。
第11条(公共土木施設の耐震化等)について		
39	公共土木施設の耐震化推進で、主要道路、橋梁、堤防等の耐震度が不明。主要施設の耐震度をハザードマップへの記載の一考を。	主要道路、橋梁、堤防等については、国、県、本市が所管の施設の耐震基準などの検査を行っておりますが、詳細な耐震情報の提供については、可能かどうかを含めて担当部局と共に調査研究していきたいと考えています。
第12条(活断層に関する情報提供及び地盤調査等)について		
40	2項 後半部分「・・・、市は、活断層の直上への建築物の新築等を避けなければならない。」とある。「直上」では範囲が不明確ではないか。活断層の位置が調査によって明確になったとき、施設建設を規制する範囲幅の数値を明示した方が良いのではないか。	活断層については未だ研究調査中の段階であり、正確な分布や、位置による被害程度の差異が把握できておりません。そのため、現段階で危険が明らかな直上への建築のみを規制の対象としておりますので、ご了解をお願いします。詳細位置の規制については、今後の研究成果に基づき、担当部局と共に引き続き検討していきたいと考えています。
第13条(既存建築物の耐震化の推進)について		
41	耐震化の推進が進んでないのでは、地震に関しては諦めムードが高い。	既存建築物の耐震化は、倒壊等を未然に防止し、被害を最小化させるために非常に重要であると考えております。耐震診断や耐震改修の支援を実施していくとともに、担当部局と共により効果的な手法等について調査研究を行っていきたいと考えています。
42	対象となる既存建築物にブロック塀、石垣、擁壁などが含まれるのかどうかははっきりしない。6月18日に発生した大阪北部地震でブロック塀の危険性が浮き彫りになった。四日市市でも同様の課題があり、ブロック塀、石垣、擁壁なども第13条で対象とすることを要望する。	ブロック塀、石垣、擁壁などは、主な建築物に付随するものとして建築物に含まれますが、本条が規定する耐震診断の対象ではありません。また、耐震診断は国の法令等で定められた制度であり、対象の拡大は困難なことのご了解をお願いします。 本市が管理するブロック塀等の点検は完了しており、民間所有のブロック塀等についても今後対策が進められる予定ですが、さらなる安全性の確保に向け、議会としても、担当部局に働きかけていきたいと考えています。
第14条(防災訓練等の実施)について		
43	地域にあった訓練が出来ているか(沿岸部・高層ビル建ち並ぶ市街地・河川沿い・山間部)何処も防災訓練が主に、成っていないか。	どこに立地しているか、どんな方が住まわれているかなど、地域によって様々な違いがありますので、地域の事情に応じた防災訓練を行う必要があると考えております。また、実践的な防災訓練となるよう、議会としても調査研究を行い、担当部局と共に対策を検討していきたいと考えています。
44	平日の昼間。高齢化の進む地区で、中学生・高校生の力も借りる(情報収集 ICT 等に当たる)普段より、訓練に子供も参加する。大人だけの防災訓練にしない。	ご意見のように、平日の昼間は外出される方が多いため、中学生・高校生に防災への意識を高めていただくことは、どの時間帯に災害が発生しても、地域全体で助け合うことができる体制の一助となると考えます。子供を含めた多くの方に防災訓練や防災教育に積極的にご参加いただけるよう、担当部局と共に訓練のあり方について検討をすすめていきたいと考えています。

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		
No	いただいた意見の内容	ご意見に対する考え方
第16条(協定の締結)について		
45	医療関係、燃料関係、(自家発電機、バーナー、ストーブ等の燃料)の締結が遅れ、締結未了。→市が各地区の医師、協力店と調整するのか具体的に方策を決めて欲しい。	既に医療事業者や燃料事業者等との協定を締結しており、さらに協定事業者を増やせるよう、担当部局に働きかけていきたいと考えています。
第17条(物資等の確保及び供給の計画策定)について		
46	救援物資の確保で、地震・台風・洪水等の状況下の中、地域の者が取りに行く事が可能なか問題。地域の対応もありどういった基準で確保に行くのか不明。	あらゆる災害の発生時においても、救援物資を必要とする皆さん一人一人の手元にしっかり行き届くよう、担当部局と共に対策を検討していきたいと考えています。
第18条(自主防災活動への支援)について		
47	自主防災リーダーの育成。高齢者と若者の(中学生・高校生・大学生)防災対策に共通の認識が持てるように訓練・研修していく。	災害発生時には市民の皆さんが年齢層を問わず一丸となって防災活動に取り組んでいただけるよう、担当部局と共に対策を検討していきたいと考えています。
48	伊藤嗣也議員の一般質問で、警報発令時に、地区市民センターへ参集する自治会長等へは、保険が適用にならない点が指摘された。 この点に関する問題解決策が、条例案の第18条に記されるべきだが、そうっていない。 まず、条例案では、「自主防災組織に対し」とあるが、「自主防災組織及び自治会等に対し」と変更すべきである。 「自主防災組織等に対し」と条文に書く方法もあるが、警報が出たら、自治会長等は地区市民センターへ参集するのである。そこまでしてもらっている自治会を、「等」で括るのは失礼だ。「等」で省略せず、「自治会」と、きちんと明記すべきだ。 さらに、警報発令時等に、地区市民センターへ参集する自治会長に対して、保険が適用されるように、本条例で規定すべきだ。 条例案には、「その他必要な支援」と、中身が分からない書き方がしてあるが、いやしくも議会の一般質問で提起された以上、具体的に書くべきだ。「～に対する助成、地区市民センターへ参集する自治会長等への保険の適用、その他必要な支援～」という条文にするべきだ。	自治会は地域社会に密着した組織であり、自助、共助において大きな役割を担われている現状を踏まえ、条文に「自治会」を追加させていただきます。 第2条(定義) (7)自主防災活動 自治会及び自主防災組織が地域において自発的に行う防災活動をいう。 第5条(市民の責務) 2 市民は、自治会、自主防災組織、事業者、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めなければならない。 第6条(事業者の責務) 2 事業者は、市民、自治会、自主防災組織、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めなければならない。 第7条(市の責務) 2 市は、防災対策の実施に当たっては、市民等、自治会、自主防災組織、事業者、国、他の地方公共団体及び防災関係機関との連携及び協力を努めなければならない。 第17条(物資等の確保及び供給の計画策定) 3 市は、指定避難所等における救援物資の受入れ及び供給が円滑に行われるよう、自治会、自主防災組織、災害ボランティア等との緊密な連携協力体制を構築するものとする。 第18条(自主防災活動への支援) 1 市は、自主防災活動を推進するため、自治会及び自主防災組織に対し、防災訓練等の実施に関する情報提供及び地域における防災活動に関する助言並びに資機材の整備及び自主防災活動に対する助成その他必要な支援を行うものとする。 第21条(避難対策) 2 市は、県、防災関係機関、自治会、自主防災組織等と連携し、タイムライン(災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、防災行動及びその実施主体を時系列で整理した計画をいう。以下同じ)の考え方に基づいた避難対策を講ずるものとする。 第23条(災害ボランティアの受入れ等) 2 市は、自治会、自主防災組織等と連携し、災害ボランティアの受入れに関し専門的な知識及び技能を有する人材の育成、地域における災害ボランティアの活動拠点の確保等に努めるものとする。 本条例案は防災・減災に関する理念や実施すべき防災対策を包括的に定める内容であり、自治会の皆さんへの補償については、実施の如何に問わず、条例案の範囲からはずれる内容と考えるため、条文への反映は行わないことをご了解願います。 なお、現在の補償の状況としましては、自治会の皆さんが、避難勧告等の発令時に、避難支援などの防災活動を行う場合には、四日市市消防団員等公務災害補償条例に基づき補償の対象となります。

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		
No	いただいた意見の内容	ご意見に対する考え方
49	<p>新たに防災対策条例の制定への動きは、地域自主防災活動に心強いバックアップ体制ができるものと大いに期待しております。本素案につきましては、対応策の具体案が明示されておられませんので、今後の施行令等で詳細な実施策が決まるものと思います。そうした具体策について、地域自主防災の立場より主要な項目の要望を記させていただきます。</p> <p>自主防災活動推進の支援として、地域を代表する自主防災協議会の運営費の援助</p>	<p>自主防災活動は地域の皆さんで行っていただく共助の取組であり、その運営は地域の皆さんで行っていただくことが原則であると考えています。本市は自主防災活動を支援する立場として、活動のための費用や資機材の購入費用に対する助成を行っておりますが、新たに自主防災協議会の運営費の援助を行うことについては、実施が可能かどうかを含め、担当部局と共に検討を行っていきたいと考えています。</p>
50	<p>自主防災リーダーは、地域における活動の中心にあるが、権限はあるのか、指示・命令等はあるのか明確でなく、責任はどこまであるのか。</p>	<p>ご意見にあるように、自主防災リーダーは地域における活動の中心ではありますが、その権限や責任は、地域の皆さんや本市との信頼関係に基づくものであり、明示的な規定等に基づくものではないと考えております。指示・命令等についてもその範囲内で行われるものと考えております。</p>
第19条(防災教育の推進)について		
51	<p>本条例第19条に、下記の第2項を追加することを提案します。</p> <p>2 市は、本市で観察できる活断層や洪水、土砂崩れの痕跡等を、郷土の成り立ちや過去の災害を知る教育資源として活用し、市民が日常生活の中で災害リスクを意識できるよう、郷土の地形地質等に関する知識の普及を図るものとする。</p> <p>市民団体や学校、行政等が、淡路島の野島断層保存館や岐阜県の根尾谷断層資料館等へ視察・見学に行きますが、活断層の脅威は本市で十分観察できます。</p> <p>「養老－桑名－四日市断層帯」が上下にズレた累積により、四日市商業高校や四日市南高校の崖下にあれほどの高低差を生じさせ、海軍道路に白髭神社の急坂を造りました。</p> <p>大矢知町出来山、大井手一丁目、ときわ三丁目等で、低地に高低差があり、それが南北方向へ伸びているのは、「養老－桑名－四日市断層帯」の最近の活動跡と考えられます。</p> <p>(川の掃流によって平らであるはずの低地に高低差が生じているため、第四紀以降の比較的新しい活動跡と考えられます。)</p> <p>本市が、沿岸部からさほど遠くない場所に、三重団地や笹川団地といった郊外住宅団地や東芝等のハイテク工業団地を造ることができたのも、逆断層である「養老－桑名－四日市断層帯」が断層以西の新第三紀堆積層(東海湖に堆積した砂層・粘土層)を隆起させ、海岸線の近くに地盤良好な丘陵地を造り出したからです。</p> <p>鈴鹿山脈の山容が美しいのも、逆断層である「鈴鹿東縁断層帯」が断層以西の花崗岩等を隆起させ、麓の標高150mから一気に御在所岳の標高1,212mまで駆け上がる屏風のような山体を造り出したからです。</p> <p>このように、本市の大地の成り立ちを、地形地質の観点から現地ですべてに学ぶことにより、普段車を運転していても、「今、活断層を走っている。」等と意識できるようになり、防災意識の向上に役立ちます。</p> <p>洪水、土砂崩れ等についても同様で、過去に洪水、土砂崩れ等があったからこそ、現在の地形が形成されたことを、市民が普段から意識できるようになることが必要です。</p> <p>このような市民意識が醸成されるように、郷土の地形地質等に関する知識の普及を図ることを条例に明記すべきだと考えます。啓発講座の講師をやれと言われたら、させていただきます。</p>	<p>ご意見にありましたように、郷土の成り立ちを過去の災害を通じて学ぶことは、災害が自分の生活とつながっていることを実感してもらうために有効な手段であり、防災について主体的に考えてもらうよい機会となると考えます。</p> <p>本条におきましても、ご意見の趣旨を含んだ内容として考えておりますので、条例案の表記とすることをご了解願います。</p>

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		
No	いただいた意見の内容	ご意見に対する考え方
第20条(要配慮者への支援)について		
52	災害時の外国人への避難案内(外国語での案内)・必要に応じて日常の回覧板にも必要	外国人の方にも災害発生時に適切な避難行動をとっていただくため、主要な外国語での案内や言語を必要としない案内図の充実が図られるよう、担当部局と共に調査研究を行い、対策を検討していきたいと考えています。
53	「要配慮者」高齢者等、実際に把握出来ているか。全て回覧板で済ませる地区が、圧倒的に増えている現状を何とかしたいが。	災害発生時に誰かの助けが必要な方については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努めていますが、実際の避難支援を適切に行うためには、地域の皆さんが日頃から連絡を取り合い、共助の考え方を深めていただくことが大変重要であると考えています。地域における共助の取組が進む手法について、担当部局と共に調査研究を進めていきたいと考えています。
第21条(避難対策)について		
54	災害情報の表現が(避難指示・勧告・準備)が行動に結びつかない。	本市が発令する避難準備情報、避難勧告、避難指示を、市民の皆さんの避難行動に繋げていただくため、避難勧告等の発令時の状況や、また、発令時にどんな行動をとるべきかを市民の皆さんに分かりやすく、より多くの方知っていただける啓発ができるよう、担当部局と共に調査研究を行い、対策を検討していきたいと考えています。
55	第21条の「避難対策」で「避難すべき者」「避難方法」の指標を市が整備することを記述すべき。	「避難すべき者」「避難方法」の指標の整備につきましては、第21条1項がそれらの趣旨を含まれた規定であると考えておりますが、それらが分かり易く伝えられるよう、担当部局に働きかけていきたいと考えています。
56	楠地区は鈴鹿川(本川、派川)の氾濫の危険性が高い地域です。例として国交省が示している堤防決壊時の家屋倒壊地域とか、豪雨で道路が頻繁に市からのなんだかの情報発信をしていただきたい。(洪水特別危険地域指定等により)	本市は、国や県が指定する浸水想定区域に基づき、洪水ハザードマップを作成し、印刷物やインターネット等により、周知を図っておりますが、豪雨時の警戒情報について、より迅速かつ正確に発信していくよう、担当部局に働きかけていきたいと考えています。
57	条例は、地震・津波・内水について対策が記載されているが、台風・豪雨等における洪水・堤防波堤等の雨による防災対策はどうなっているのか不明。災害状況により、避難方法、避難所開設等が違って来ると思われるが、それぞれの災害の状況に応じた対策を分かりやすく記す必要があるのでは。	平成30年7月豪雨を踏まえまして、本条例案全体を再検討した結果、以下の通り、条文を追加、修正いたしました。 第24条(水害対策) 1 市は、国、県、市民等及び事業者と連携し、及び協働して、豪雨等による浸水の被害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる対策を組み合わせた水害対策を推進するものとする。 (1) 豪雨等による浸水の発生を防ぐため、河川及び下水道により、雨水を海域まで流下させ、又は一時的に貯留する対策 (2) 豪雨等による浸水の発生を減少させるため、流域内において雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる対策 (3) 浸水が想定される区域等に関する情報の周知その他浸水の発生にあらかじめ適切に備える対策 2 市は、市民等及び事業者が浸水の未然防止及び被害の最小化のための対策を適切に行うために必要な普及啓発及び支援を行うものとする。 3 市民等及び事業者は、浸水に関する情報を収集するとともに、避難することができる場所、避難経路及び避難の方法について確認するよう努めなければならない。 第25条(土砂災害対策) 市は、土砂災害から市民等の安全を確保するために、国、県及び防災関係機関と連携し、危険箇所等の把握及び周知、警戒避難体制の整備等の総合的な土砂災害対策を推進するものとする。 ※従来の第25条以降は条数を繰り下げいたします。 災害の種類、被害の状況に応じた対策の整理は、防災対策の指針となる条例ではなく、四日市市地域防災計画や地域の皆さんとの話し合いの中で具体化を図っていきたくて考えておりますのでご理解をお願いします。

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		
No	いただいた意見の内容	ご意見に対する考え方
第22条(避難所の整備等)について		
58	第22条「避難所の整備等」に自治会等が設置する緊急避難所への支援項目を追加すべき。	本市は緊急避難所に指定した自治会の集会所に対して、改修費用の一部補助を行っておりますが、緊急避難所の開設、運営に関しては、地域の皆さんによる共助の取組として行っていただくことが原則となるため、条例案の通りの表記とすることをご了解お願いします。緊急避難所への支援につきましては、担当部局と共に調査研究をおこなっていきたくと考えております。
59	第22条の「避難所の整備等」で市が計画的に指定避難所を整備することになっているが、計画の内容があいまいであり、「人命を最優先とした指定避難所の整備計画を作成する」及び「計画は速やかに市民等に公表するものとする」「避難所の整備は既存施設ありきでなく避難が必要な整備を行うものとする」を加えてほしい。	避難所の整備計画の具体化は、各担当部局において行われることを予定しておりますので、このままの表記とさせていただきますことをご確認ください。ご意見の内容は、今後、具体的な施策が進められる中において留意していくよう、担当部局にお伝えいたします。
60	福祉避難所、事業所協定先の各町への開示と利用する場合どのような手順で許可が出るのか明示してほしい。	福祉避難所の利用にかかる協定を締結した社会福祉施設等の一覧は危機管理室のホームページ等にて公開しております。 福祉避難所が利用可能となるまでの手順や情報の周知については、市民の皆さんにお示しできるよう担当部局に働きかけていきたくと考えています。
61	地域によっては、避難所マニュアルが作成され避難所運営対策が講じられているところがございます。 避難所運営は、市職員と地域住民との協働で運営するところが多いと思われまます。四日市市として、共通の基本的な避難所運営に関するわかりやすいシート若しくは掲示板(運営体制構築手順、運営業務内容等)を各指定避難所に設置していただきたく存じます。	避難所の運営は、地域の皆さんが担っていただく面も大きく、適切に運営されるには、本市職員や地域の皆さんそれぞれが、役割や運営方法について、あらかじめ確認しておく必要があると考えております。 ご意見にあるような、避難所の運営に関して必要な事柄がわかりやすくまとめられた資料の作成、設置につきましては、地域の皆さんのご意見を伺いつつ、担当部局も含めて調査研究を行っていきたくと考えています。
62	指定避難所の標識は電柱や高い場所に表示されていて見づらく確認しにくい面がある。目線の見やすい位置で経路・矢印・距離・時間などの表示にできないか。	指定避難所の標識が、要配慮者の方を含めた多くの皆さんにとって確認しやすいものとなるよう、担当部局に働きかけていきたくと考えています。
63	35℃の夏場の災害に対応出来る、避難所の設営に備える(防虫・クーラー・水・風呂等)	ご指摘のように避難所における住環境については、健康被害につながることも多いことから、議会としても、設備の向上を図られるよう、担当部局へ働きかけを行っていきたくと考えています。
64	まずタイトルの(避難所の整備等)を(指定避難所等の整備)と変更する方が良い。「指定避難所等」は第17条の「用語」に説明がある。 また、2項の中で「…、飲料水、食料、毛布等の必要な物資を…」を「…、飲料水、食料、毛布、簡易ベッド等の必要な物資を…」と修正する。最近、避難所生活の問題点の一つに呼吸器疾患の多発が指摘され、その対策として寝る位置を床から数十cm高くすることが重要と言われている。ダンボールベッドや折り畳みベッドなどが提案されており、避難所の整備内容としてこれも明記することを要望する。	条文の見出しにつきましては、ご意見を受けまして、「指定避難所の整備等」へ変更させていただきます。 「簡易ベッド」の解説への表記につきましては、他の必要な物資の検討も含め、担当部局と共に調査研究を行ってまいりたいと考えますので、ご理解をお願いします。
65	第22条「避難所の整備等」では、事前に災害が発生することが想定される台風や豪雨では、早め早めの避難が重要であることから、もっと各避難所も自主避難を含めた災害発生前の避難者の受入れを重要視すべきである。また、避難者は災害情報難民になりやすいため、テレビ等の設備を設置するとともに、避難者であれどある程度快適な住環境を提供すべき。	豪雨災害等による深刻な被害に備えた早めの避難は皆さんの安全を確保する上で有効な手段であるため、自主的な避難に対応した災害発生前の避難者の受入体制の整備については、担当部局と共に調査研究を行っていきたくと考えております。 また、避難所における住環境は、健康被害につながることも多いことから、議会としても、設備の向上を図られるよう、担当部局へ働きかけを行っていきたくと考えています。
66	楠町は1日100mmもの雨量があったことは無いが、最近の状況を見ると今後ありうると見なければならぬ、町は水没する可能性が高い、指定避難所の「備蓄倉庫」がまちまちで場所が狭い、避難人数に見合った数量、品数がないなど。備蓄倉庫の基準を明示してほしい。	備蓄倉庫への備品については、各備蓄倉庫へ一定数を配置し、災害発生時に実際の避難者数などの状況を踏まえた上で、拠点防災倉庫から追加配備をすることとしております。物資を必要とされる方の手元に確実に行き届くよう、配備の方法等について、担当部局と共に調査研究を行っていきたくと考えています。

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		
No	いただいた意見の内容	ご意見に対する考え方
第24条(総合的な治水対策の推進)について		
67	第24条の「治水対策」では内水が中心に書かれ、堤防の決壊による洪水などが想定されていない。内水より洪水の方が多くの人命を奪い可能性が高く、もっとしっかり記述すべきである。	ご意見の内容につきましては、趣旨を踏まえた上で、以下の通り、条文を追加、修正いたしました。 第24条(水害対策) 1 市は、国、県、市民等及び事業者と連携し、及び協働して、豪雨等による浸水の被害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる対策を組み合わせた水害対策を推進するものとする。 (1) 豪雨等による浸水の発生を防ぐため、河川及び下水道により、雨水を海域まで流下させ、又は一時的に貯留する対策 (2) 豪雨等による浸水の発生を減少させるため、流域内において雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる対策 (3) 浸水が想定される区域等に関する情報の周知その他浸水の発生にあらかじめ適切に備える対策 2 市は、市民等及び事業者が浸水の未然防止及び被害の最小化のための対策を適切に行うために必要な普及啓発及び支援を行うものとする。 3 市民等及び事業者は、浸水に関する情報を収集するとともに、避難することができる場所、避難経路及び避難の方法について確認するよう努めなければならない。
68	「津波対策」は重要であるが、「洪水対策」「土砂災害対策」なども同じくらい重要である。「洪水対策」などもそれぞれ「津波対策」と同様、項目を設けるべきではないか。	第25条(土砂災害対策) 市は、土砂災害から市民等の安全を確保するために、国、県及び防災関係機関と連携し、危険箇所の把握及び周知、警戒避難体制の整備等の総合的な土砂災害対策を推進するものとする。 ※従来の第25条以降は条数を繰り下げいたします。
69	条例案の第24条第1号から第3項に総合的な治水対策が記されているが、と土地利用の制限も行うべきである。 今般の西日本大水害では、「なぜあんな危険な場所に家を建てさせたのか。」という行政批判も根強いことを肝に銘じるべきである。 「洪水や山崩れの危険がある区域に家を建てさせて、その家を守るために、官民が多額の費用を投じる。」という壮大な無駄と人命軽視対策は、もうやめるべきだ。 第4号…洪水や山崩れ等の危険がある区域の土地利用の制限。 という条文を、第24条に追加すべきである。	ご指摘の土地利用制限は私権の制限であり、財産権との関係から条文中に規定することはできないと考えています。しかし、ご自宅の場所が危険な区域かどうかなどの情報の提供を通じて危険性を認識していただくことや安全な区域への転居を促すことは可能と思われますのでより良い手法につき担当部局と共に研究を進めてまいりたいと考えています。
70	今般の西日本大水害では、建物に大量の土砂が流れ込んだり、土砂が建物を崩壊させたりして、多くの人命が失われた。 条例案の第13条第1項から第3項に地震対策が記されているが、洪水や山崩れ等の水害に対しても、第13条第1項から第3項と同様の規定を設けるべきである。例えば、 第1項…建物所有者は、ハザードマップ等から自宅敷地の洪水や山崩れ等の危険性を把握し、洪水や山崩れ等に対する安全性の向上を目的として、耐水・耐土砂改修(増築、改築、修繕。模様替若しくは一部の除去または敷地の整備)その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。 第2項…市は、洪水や山崩れ等の危険性がある建物所有者に対して、耐水・耐土砂改修の重要性及び必要性をわかりやすく啓発するとともに、相談体制その他必要な支援を講ずるものとする。 第3項…建物所有者は、洪水や山崩れ等に対する安全性を確保するため、2階以上で就寝したり、貴重品を保管したりする等、水や土砂の侵入による被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。という条文を追加すべきである。	いただいた意見の趣旨を踏まえ、担当部局とも議論しながら、制度の必要性やメリットデメリットなどにつき調査研究を行ってまいりたいと考えますので、ご理解をお願いします。

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		
No	いただいた意見の内容	ご意見に対する考え方
71	<p>条例案の第12条第1項から第2項に活断層対策が記されているが、洪水や山崩れ等の水害に対しても、第12条第1項から第2項と同等の規定を設けるべきである。例えば、</p> <p>第1項第1号…洪水の浸水深や山崩れの危険等の被害の想定等に関する情報の提供及び周知</p> <p>第1項第2号…洪水による建物への土砂流入や、山崩れによる建物崩壊等を防止するための対策等に関する助言。</p> <p>第2項…必要な調査を行い、洪水や山崩れ等の危険が明らかになった時は、建築物の新築等を選ばなければならない。</p> <p>という条文を追加すべきである。</p>	<p>ご意見の第1項の内容につきましては、趣旨を踏まえた上で、以下の通り、条文を追加、修正いたしました。</p> <p>第24条(水害対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 市は、国、県、市民等及び事業者と連携し、及び協働して、豪雨等による浸水の被害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる対策を組み合わせた水害対策を推進するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 豪雨等による浸水の発生を防ぐため、河川及び下水道により、雨水を海域まで流下させ、又は一時的に貯留する対策 豪雨等による浸水の発生を減少させるため、流域内において雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる対策 浸水が想定される区域等に関する情報の周知その他浸水の発生にあらかじめ適切に備える対策 市は、市民等及び事業者が浸水の未然防止及び被害の最小化のための対策を適切に行うために必要な普及啓発及び支援を行うものとする。 市民等及び事業者は、浸水に関する情報を収集するとともに、避難することができる場所、避難経路及び避難の方法について確認するよう努めなければならない。 <p>第25条(土砂災害対策)</p> <p>市は、土砂災害から市民等の安全を確保するために、国、県及び防災関係機関と連携し、危険箇所の把握及び周知、警戒避難体制の整備等の総合的な土砂災害対策を推進するものとする。</p> <p>※従来の第25条以降は条数を繰り下げいたします。</p> <p>ご意見の第2項の内容につきましては、私権の制限であり、財産権との関係から条文中に規定することはできないと考えます。しかし、危険な区域かどうかなどの情報の提供を通じて危険性を認識していただくことや安全な区域への転居を促すことは可能と思われるのでより良い手法につき担当部局と共に研究を進めてまいりたいと考えています。</p>
72	<p>条例案の第10条第1項から第4項に津波対策が記されているが、洪水や山崩れ等の水害に対しても、第10条第1項から第4項と同様の規定を設けるべきである。例えば、</p> <p>第1項…洪水や山崩れ等の情報を市民が入手できるようにする。</p> <p>第2項…洪水や山崩れ等の想定区域内の居住者等が自らの判断で避難できるようにする。</p> <p>第3項…洪水や山崩れ等の想定区域内の事業者が、従業員の安全を確保する。</p> <p>第4項…洪水や山崩れ等の想定区域内の事業者が、施設等を避難場所として提供する。</p>	<p>ご意見の内容につきましては、趣旨を踏まえた上で、以下の通り、条文を追加、修正いたしました。</p> <p>第24条(水害対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 市は、国、県、市民等及び事業者と連携し、及び協働して、豪雨等による浸水の被害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる対策を組み合わせた水害対策を推進するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 豪雨等による浸水の発生を防ぐため、河川及び下水道により、雨水を海域まで流下させ、又は一時的に貯留する対策 豪雨等による浸水の発生を減少させるため、流域内において雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる対策 浸水が想定される区域等に関する情報の周知その他浸水の発生にあらかじめ適切に備える対策 市は、市民等及び事業者が浸水の未然防止及び被害の最小化のための対策を適切に行うために必要な普及啓発及び支援を行うものとする。 市民等及び事業者は、浸水に関する情報を収集するとともに、避難することができる場所、避難経路及び避難の方法について確認するよう努めなければならない。 <p>第25条(土砂災害対策)</p> <p>市は、土砂災害から市民等の安全を確保するために、国、県及び防災関係機関と連携し、危険箇所の把握及び周知、警戒避難体制の整備等の総合的な土砂災害対策を推進するものとする。</p> <p>※従来の第25条以降は条数を繰り下げいたします。</p>

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		
No	いただいた意見の内容	ご意見に対する考え方
第26条(石油コンビナート等の防災対策)について		
73	災害時。四日市コンビナートの二次災害・大量の危険物保有。近隣の住民がどれだけ理解・把握しているか疑問	石油コンビナートへの防災対策は、被害の拡大を食い止める上で大変重要であり、事業所や地域住民の皆さんと協力を得ながら実施すべきものと考えております。近隣住民の皆さんには本市、事業所との話し合いや、自治会や自主防災組織、消防分団などを通じた防災活動により、コンビナート設備や避難方法の把握に努めていただいております。
74	<p>石油コンビナート等の防災対策として、</p> <p>第26条 市長は、石油コンビナート等特定事業所と災害防止協定を締結するとともに、当該災害防止協定に定めるところにより、防災計画書の提出を求めるものとする。・・・省略</p> <p>2 石油コンビナート等特定事業所は、前項の防災計画書に基づく防災対策の取組並びに緊急時の連絡体制及び避難体制について、近隣住民との共有を図り、理解を深めるよう努めなければならない。</p> <p>石油コンビナート等特定事業所は、石油コンビナート等災害防止法、消防法、その他の各種の法令に基づき、更には、事業所内の自主的取組等も加え、地域住民の安全を高める企業防災対策が実施され、必要に応じ、協定の締結や見直しが行われている。</p> <p>防災対策の強化は、不断のことであるが、異常な自然現象を想定しての災害防止協定の締結や防災計画書の提出は困難と考えられ、求める市の基準設定も困難と思います。さらに、近隣住民との合意に向けての取組は混乱を招き、現在の防災協働取組をかえって後退させる心配すらあります。したがって、意見1での提案:「失ってはいけない第二は、四日市の今日を築いた産業集積と考え、被災から早期に事業活動が継続できる、地方自治権を最大限発揮しての大胆な土地利用計画の見直しや、積極的な企業間の協働・連携による事業活動の強化等の取組規定」の制定を望みます。</p>	本市は、石油コンビナート等が直接の原因となって発生する大規模火災や爆発、自然災害時の二次災害を防止するため、従来からコンビナート事業者に対し、災害防止協定の締結や防災計画書の提出依頼を要綱に基づき行っています。本条はそれらを条例としてあらためて表記した内容であり、現在の運用に変更を加えるものではありません。災害防止協定や防災計画書の内容につきましては、事業者や地域の皆さんとの協働がより図られるよう、担当部局とともに今後検討を重ねていきたいと考えています。

「四日市市防災対策条例(案)」に対するご意見とご意見に対する考え方		ご意見に対する考え方
No	いただいた意見の内容	
第29条(避難所の開設等)について		
75	<p>第29条(避難所の開設等)の見直しを要望する。</p> <p>第29条の言及している「避難所」は「指定避難所」のことで、市民が小公園などに急場しのぎで作る避難所は該当しないと思われるため、第29条の中では「避難所」を「指定避難所」と修正すべきと思う。その上で、第29条は、指定避難所開設の初動段階、避難所運営委員会の組織作りの段階、安定した避難所運営の段階と、各段階を整理した条文とする必要がある。</p> <p>まず、指定避難所を開設する初動段階では、近隣自治会の防災隊、施設管理者、行政担当者(避難所開設要員)が、災害発生後速やかに指定避難所に駆けつけて指定避難所を開錠し、建物の被害状況を点検する。被害状況を踏まえて避難所として使用可能かどうかを判断し、使用可能であればガラスの破片など、散乱物の清掃と整備作業を行って避難所のレイアウトを決める。次の段階では、近隣自治会の防災隊、施設管理者、行政担当者が主導して避難所レイアウトに沿って避難所を受け入れる。このとき、集まってくる避難者に避難所運営委員会のメンバーになるよう求め、できるだけ早く避難所運営委員会の組織作りを進める。避難所運営委員会の組織作りを進める。避難所運営委員会の組織作りの進展に合わせて避難所運営の主導的役割を順次、避難者に移していくようにする。避難者が多数集合してきた段階では、避難者を中心的メンバーとした運営委員会が運営ルールと任務分担(いくつかの班を構成)を確認し、本格的な避難所運営を進める。近隣自治会の防災隊、施設管理者、行政担当者も引き続き運営委員会に加わるが、運営の支援と外部(近隣自治会や地区の災害対策本部、行政など)との連絡調整の役割が主となる。</p> <p>避難所の開設等はこのように段階を踏むこととなる。そこで、素案に対しての疑問は、避難者は避難所では支援の受け手であるとともに担い手であることを明確に主張していない点である。素案の第29条の2項で、「市民及び市は・・・」とある。この「市民」とは、解説の中で「地域の事情をよく知る地域住民の皆さん」となっている。しかし、大災害が発生したとき、地域住民は自分の家族、近隣住民、自治会が一体となって地元の災害対応や地元の在宅避難者の支援活動で手一杯になるとと思われる。指定避難所へ人員を割けられるのは防災隊員の一部ではないか。従って、2項の主語「市民及び市は、」は不適当と考える。さらに、素案の第29条3項のままでは、避難者は殆ど「お客様」になりかねない。近隣自治会の防災隊、施設管理者、行政担当者は、1～2日すれば他の多くの任務にも当たらなければならない。避難所運営業務の中心的役割を担い続けるのは無理と思われる。</p>	<p>本市が開設する避難所は、指定避難所が主な対象となりますが、災害の状況によっては指定避難所以外の避難所の開設等に関わることも想定されるため、本条では「避難所」という文言を使用しています。</p> <p>避難所開設、組織作り、避難所運営という各段階ごとの体制の整理は、防災対策の指針となる本条例ではなく、地域の皆さんとの話し合いの中で具体化を図っていきたくと考えておりますのでご理解をお願いします。</p> <p>本条第2項は、全ての市民の皆さんと本市が避難所運営に努めることの規定となっております。解説では地域の事情をよく知る地域住民の皆さんを例示に挙げておりますが、ご意見のように、他の活動により手一杯となることも想定されます。より多くの方が避難所運営にご参加いただけるよう、担当部局と共に対策を検討していきたいと考えております。</p> <p>本条第3項は、避難者の皆さん自身が円滑な避難所運営に協力いただくことの規定ですが、被害の状況や皆さんそれぞれが持つご事情によっては、難しい場合も生じるため、現在の表記としておりますことをご了解をお願いします。</p>
76	<p>避難所の開設、地震・津波・洪水・台風・内水等状況により違ってくる。特に緊急避難所開設における自主避難者への開設基準が不明、誰が判断して開設するか、開設しても状況により移動等が生じた場合、誰が判断・指示して動かすのか具体的な運用基準は。</p>	<p>緊急避難所の開設、運営は、地域の住民の皆さんの共助の取組としておこなっていただくことが原則であり、緊急避難所の開設基準、運営方法等についても、地域の皆さん同士でご議論いただくこととなります。緊急避難所への支援につきましては、担当部局と共に調査研究をおこなっていきたくと考えております。</p>
第32条(復旧・復興対策)について		
77	<p>第32条において、「市は、災害により重大な被害が発生した場合は・・・速やかに、被災した都市基盤施設等の復旧、市民生活の再建及び事業者の事業の継続又は再開のために必要な措置を講ずるとともに、都市及び地域経済の復興のための対策を実施するものとする。」規定されていますが、議員提案条例の責任範囲を超えていると感じます。</p>	<p>本条例は、議員提案により条例制定を目指しておりますが、その策定にあたっては担当部局も参加し、議論を重ねた上で内容を決定しており、本市全体としての意思を示したものとなっております。</p>
第35条(見直し)について		
78	<p>条例の見直し4年を目途としてありますが、なぜ4年なのでしょう？市長の任期期間・議員の任期期間からの4年を目途なのでしょう？市の総合基本計画の実行計画は3年間で推進されるものと思っています。防災対策には、多額の資金が必要でしょう。予算措置をどのように織り込んでいくのかも考察すると総合基本計画の実行推進期間である3年を目途に変更して頂きたい。</p>	<p>本条例の見直しについては、議会が主導となって行う予定であり、議会が4年ごとに改選することに合わせて規定しております。</p>